解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月十日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十五日

愛知県碧南市松本町二八番地

碧南下山第二土地区画整理組合

清算人代表　禰冝田育男

解散公告（第三回）

当認可地縁団体は、平成二十九年三月十九日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十五日

佐賀県鳥栖市原古賀町八二〇番地二九

認可地縁団体原古賀住宅区

清算人　尼寺　学

第五十五期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	七三七、七五二
固定資産	八二七
合計	七三八、五八〇
負債及び純資産の部	
流動負債	六八二、三八一
（賞与引当金）	（一六〇）
固定負債	一六、八三〇
（退職給付引当金）	（一六、八三〇）
株主資本	三九、三六九
資本金	一〇、〇六五
利益剰余金	二九、三〇四
その他利益剰余金	二九、三〇四
（当期純利益）	（一三、二五七）
合計	七三八、五八〇

平成二十九年四月二十五日

沖縄県浦添市字城間一九八五番地一

沖縄アサヒ販売株式会社

代表取締役　田中　晃

配当公告

大阪市中央区高麗橋二丁目二番五号

破産者　株式会社アレス

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十七年（フ）第二一三六号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五六八、三一〇、二九四円

一、配当することのできる金額

金二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

平成二十九年四月二十五日

大阪市北区西天満二丁目三番一五号千都ビル二階　弁護士法人なにわ共同法律事務所

破産管財人　濵田　雄久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市春光一条七丁目三番、最後の住所北海道旭川市春光一条七丁目三番五三―八〇六号　市住三八〇六号

被相続人　亡　長谷川千乗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十五日

北海道旭川市二条通九丁目　プリモ2・9ビル四階　金子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金子　利治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市清水台二丁目三六番地、最後の住所不明

被相続人　亡　豊田　眞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十五日

福島県郡山市中町一一番七号アオキヤビル四階うねめ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲葉　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市上赤田三一五番地、最後の住所栃木県那須塩原市北赤田一五七九番地七

被相続人　亡　宮澤　彬泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十五日

栃木県大田原市本町一丁目二番四号星ビル一Ｆ　おおるり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木野　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市丸山二丁目三九番、最後の住所千葉県船橋市丸山二丁目三九番一二号

被相続人　亡　後藤　欣司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十五日

事務所千葉市中央区本千葉町一―一日土地千葉中央ビル一〇階　村上・湊法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湊　弘美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区西麻布三丁目二一番地、最後の住所東京都渋谷区恵比寿南三丁目七番二号ハイネス代官山二〇三

被相続人　亡　鳥居　玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十五日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西蒲田七丁目一八番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　渡辺　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十五日

事務所東京都千代田区麹町一―三―一一麹町第二センタービル三〇一松本克己法律事務所　相続財産管理人弁護士　松本　克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区原町三丁目五一番地、最後の住所東京都新宿区住吉町四番一―一〇三号

被相続人　亡　幸田　義敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十五日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区本所四丁目一二番、最後の住所東京都葛飾区立石二丁目四番四号

被相続人　亡　尾前　茂樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十五日

東京都千代田区四番町六―一一エルフェ四番町三〇一区新都総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　板橋　喜彦

平成28年度決算公告

平成29年4月25日

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビル

アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド

日本における代表者　アンドリュー・ジェイ・コンラッド

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

（単位：千円／換算レート：1ドル＝116.49円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	20,016,688	流動負債	13,034,458
固定資産	1,464,601	固定負債	3,662,855
		負債合計	16,697,313
		株主資本	4,783,976
		資本金	116
		資本剰余金	3,761,443
		資本準備金	3,761,443
		利益剰余金	1,022,417
		その他利益剰余金	1,022,417
		（うち当期純利益）	（429,678）
		純資産合計	4,783,976
資産合計	21,481,289	負債・純資産合計	21,481,289